

別表 1 介護支援専門員法定研修等

区分		介護保険法等根拠法令
1	介護支援専門員実務研修受講試験	介護保険法第69条の2第1項
2	介護支援専門員実務研修	介護保険法第69条の2第1項
3	介護支援専門員更新研修 (88時間、56時間・前期、32時間・後期、54時間・実務未経験者)	介護保険法第69条の8第2項
4	介護支援専門員現任研修 (専門研修課程Ⅰ(56時間)、専門研修課程Ⅱ(32時間))	介護保険法第69条の8第2項ただし書
5	介護支援専門員再研修	介護保険法第69条の7第2項
6	主任介護支援専門員研修	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号
7	主任介護支援専門員更新研修	介護保険法施行令第37条の15第1項 介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号

別表 2 助成対象とする介護保険施設及び事業所等の種別等

1	居宅介護支援
2	地域包括支援センター
3	介護老人福祉施設
4	介護老人保健施設
5	介護医療院
6	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
7	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
8	看護小規模多機能型居宅介護
9	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
10	地域密着型特定施設入居者生活介護
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

別表 3 助成対象経費及び助成率

	助成対象経費	助成率
1	対象職員が別表1の1の受験に要した費用のうち、事業者が負担した金額	10分の10
2	対象職員が別表1の2～7までの受講に要した費用のうち、事業者が負担した金額	4分の1